

退職手当制度に係るQ & A

令和6年8月 埼玉県教育局教育総務部教職員課

教職員課宛てに質問の多い事例を紹介するものです。事務の参考としてください。

また、ここに掲載しているもの以外でも、退職手当に関する疑問点等がある場合には、教職員課までお問合せください。

Q 1 臨時の任用職員が任期満了や自己都合退職する場合にも退職手当が支給されるか。

A 1 在職期間が6か月以上であれば退職手当が支給されます。

なお、採用された日が月の末日である場合や退職の日が月の初日である場合にも、それぞれその月は1月として計算します(1日でも在職していれば1か月と数える。)。

Q 2 再任用職員は退職手当を支給されるか。

A 2 再任用職員は、職員の退職手当に関する条例(以下、「条例」という。)の職員に該当しないので、退職手当は支給されません。定年退職等の時点で支給されます。

Q 3 任期付短時間勤務職員は退職手当を支給されるか。

A 3 任期付短時間勤務職員は、条例上の職員に該当しないので、退職手当は支給されません。

Q 4 退職手当はいつ支給されるか。

A 4 原則として退職日から起算して1か月以内に支払いします。

ただし、死亡退職により遺族の確認が必要な場合や、前歴があり他県に照会が必要な場合など特別な事情がある場合は1か月を超えることがあります。

Q 5. 普通退職種類のうち「本務者都合」とは、どのような場合を指すのか。

A 5 「本務者都合」とは、休職代替等で勤務する臨時的任用職員、任期付職員が、休職中の本採用職員の復職等の都合により任期満了前に退職する場合を指します。

Q 6 勤続期間から控除される場合はあるか。

A 6 休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職などは除く。）や育児休業、育児短時間勤務、停職、組合専従、大学院修学休業、高齢者部分休業、職員の分限に関する条例第2条の規定による休職、その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない場合が控除されます。

原則として、その月の1日から末日まで、すべて従事していない場合（1月まるまる休んでいる）を1月と数え、その月数の2分の1に相当する月数を控除します。ただし、専従休職、配偶者同行休業の場合はその従事していない月数（2分の1にしない）を控除します。また、育児休業の場合は、子が1歳になる日の属する月までは3分の1を、それ以外は2分の1を控除し、育児短時間勤務の期間については3分の1を控除します。

Q 7 勧奨退職したい場合はどのような手続が必要か。

A 7 課所館の場合は総務課、県立学校の場合は県立学校人事課、市町村立学校の場合は各市町村教育委員会にお問合せください。

Q 8 退職事由が傷病となるのは、どのような場合か。

A 8 条例第3条第2項の規定により、退職日時点で厚生年金保険法第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害にある傷病であることが必要です。

その判定は退職月直前の埼玉県教職員健康審査会で行いますので、判定を受けようとする場合、それ以前に所定の様式により診断書等を提出する必要があります。

申立書等（または診断書等）の書類を提出する前に必ず、課所館・県立学校の場合は教職員課給与制度・退職手当担当、市町村立学校の場合は県費事務担当に御相談ください。

Q 9 給与が8割（または無給）の休職中に退職する場合は、退職手当の基礎となる給料月額は減額された給料月額になるのか。

A 9 減額後でなく減額前の額になります。

Q 10 税金の申告書の障害の区分にあてはまるのはどのような場合か。

A 10 在職中に所得税法上の障害者に該当することとなったことにより、その該当することとなった日以後全く、またはほとんど勤務に服さないで退職した場合です。

なお、退職事由が傷病でなくとも、上記のような事実がある場合には、当該区分にあてはまる可能性があります。

障害で申告する場合は提出前に必ず、課所館・県立学校の場合は教職員課給与制度・退職手当担当、市町村立学校の場合は教職員課県費事務担当に御相談ください。

Q 11 他の地方公共団体等から1日も空かずに埼玉県に常勤として採用された職員の場合は、他の地方公共団体等の期間は勤続期間に通算されるか。

A 11 条例上の通算規定に該当する地方公共団体等である場合は、勤続期間に通算されます。

なお、その際は履歴に基づき、教職員課で当該地方公共団体等へ照会をした上で判断します。

Q 12 埼玉県を退職後、1日も空かずに他の地方公共団体等に常勤として採用された場合は、退職手当はどのような形で支給されるか。

A 12 採用先の地方公共団体等が埼玉県の職員としての期間を通算する場合は、埼玉県を退職する際は退職手当が支給されません。採用先の地方公共団体等から埼玉県の職員として在職した期間も含めた退職手当が支給されます。

当該地方公共団体等へ照会した上で通算するかどうかを判断しますので、採用先について、退職手当申立書の再就職等状況に記載してください。

Q 13 退職手当の基礎となる退職時の給与月額は、給与表の備考を反映させた額か。

A 13 給料表の備考の100分の101.571は乗じない月額になります。

給与明細の月額は給与表の備考を反映した数字となっておりますので、異なります。

Q 1 4 定年引上げにより 6 5 歳定年となった人が 6 0 歳で退職した場合、退職手当はどうなるか。

A 1 4 6 0 歳以降、非違によることなく自己都合で退職した場合であっても、定年退職と同じ支給割合となります。また、退職手当の基礎となる給料月額は、6 0 歳前の最も高い給料月額も考慮されます。

Q 1 5 定年引上げにより 6 5 歳定年となった人が 6 0 歳で退職する場合、勧奨退職の加算措置の対象になるか。

A 1 5 引上げ前 6 0 歳定年の職種であれば 5 9 歳までが勧奨退職加算措置の対象となります。

6 0 歳(※)～ 6 4 歳の職員が定年前に退職する場合は、勧奨退職の加算措置はありません。

(※)引上げ前定年年齢が 6 3 歳の職員については、当該定年の年齢。